重要事項説明書

1. 事業者

名称・法人種別	医療法人 みわ記念病院
代表者名	理事長 柚木 昌
所 在 地	岡山県浅口市金光町佐方80番地1
電話番号	0865-42-5000
設 立 年 月	平成5年4月19日

2. 事業所の概要

事 業 所 名	医療法人みわ記念病院さつきの里デイサービスセンター		
所 在 地	〒719-0106 岡山県浅口市金光町地頭下281番地2		
事業者指定番号	3372700439号		
管理者・連絡先 藤原 豊 TEL:0865-42-6601			
サービス提供地域 浅口市・里庄町・倉敷市玉島地区			
利 用 定 員	4 5 名		

③ 当事業所のサービスの目的・運営方針・内容

(目 的)

指定居宅サービス事業所「医療法人みわ記念病院さつきの里デイサービスセンター」は、 要介護状態等又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持・向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るなど、適正な**指定通所介護及び指定通所型サービス(以下「通所介護サービス」という。)を提供することを目的とします。**

(運営方針)

- (1) 事業所の指定通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- (2) 事業所の指定通所型サービス、通所介護事業所の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- (3) 通所事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を 定める条例(平成24年岡山県条例第62号)」及び「浅口市介護予防、日常生活支援総合事業実施 要項(平成29年浅口市告示第48号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(内 容)

- (1) 日常生活上の援助
 - 日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。
 - ①排泄の介助
 - ②食事の介助
 - ③移動の介助
 - ④その他必要な身体の介護
 - ⑤静養
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な心身の機能の減退を防止するための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。

- ①日常生活動作に関する訓練
- ②体操
- ③グループワーク
- ④レクリエーション
- ⑤行事的活動
- ⑥ 趣味活動
- ⑦個別機能訓練
- (4) 送 迎

送迎を必要とする利用者については専用車輌により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車輌への乗降及び移動の介助を行います。

(5) 入 浴

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。

- ①入浴形態
 - (イ)一般浴槽による入浴
 - (ロ)特殊浴槽による入浴
- ②介助の種類(必要に応じて行います)
 - (イ)衣類着脱
 - (ロ)身体の清拭、洗髪、洗身
 - (ハ)その他必要な介助
- (6) 食事
 - ①準備、後始末の介助
 - ②食事摂取の介助
 - ③その他必要な食事の介助
- (7) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

- ①日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- ②福祉用具の利用法の相談、助言
- ③住宅改修に関する情報提供
- ④その他必要な相談、助言
- (サービスの利用に当たっての留意事項)

利用者は、**通所介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意してください。** ①宗教や信条の相違によって、他者の権利を脅かさないこと。

- ②口論、暴力、泥酔などで他者に迷惑を掛けないこと。
- ③事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないこと。
- ④指定した場所以外で、火気を使用しないこと。
- ⑤故意に施設や施設内の物品に損害を与えたり、勝手に持ち出したりしないこと。
- ⑥他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

4. 営業日・営業時間・サービス提供時間

営 業 日	月・火・水・木・金・土・12月31日から1月3日を除く毎日
営 業 時 間	8:30~17:30
サービス提供時間	9:30~16:40

5. 事業所の職員体制等

職種	資 格	一日の標準体制	業務内容
管理者	看 護 師	1	管理業務、
			(通所型サービス)通所介護に係る介護
生活相談員	社会福祉士	サービス提供時間内を	相談業務、
		平均して1以上	(通所型サービス) 通所介護に係る介護
	社会福祉主事		
	任用資格		
機能訓練指導員	作業療法士	1 以上	(通所型サービス) 通所介護に係る機能
			訓練
	看 護 師		
看護職員	看 護 師	1 以上	健康管理、看護業務
			(通所型サービス) 通所介護に係る介護
介護職員	介護福祉士	提供時間数に応じて	(通所型サービス) 通所介護に係る介護
		((利用者数-15)÷5+1)名以上	
	看 護 師	かつ、提供時間帯通じて	
		常時1名以上	

6. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 「さつきの里デイサービスセンター利用料金表」参照
- (2) 通常のサービス提供地域をこえる地域に送迎する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払が必要となります。
 - ① サービス提供地域を超えた地点から、片道5Km未満(1回につき) 100円
 - ② サービス提供地域を超えた地点から、片道5Km以上(1回につき) 200円

7. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情についての窓口

	電話番号 0865-42-6601
当事業所窓口	FAX番号 0865-42-6671
	相談・苦情担当者 磯山 さやか・清末 真帆
	対 応 時 間 午前8:30分~午後5:30分

(2) 公的機関の窓口

浅口市高齢者支援課	0865-44-7113
金光総合支所	0865-42-7302
寄島総合支所	0865-54-5114
里庄町健康福祉課	0865-64-7232
玉島保健福祉センター 国保介護課	086-522-8185
岡山県社会福祉協議会 内 岡山県運営適正化委員会	086-226-9400
岡山県国保団体連合会	086-223-8811

- (3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順
 - ①担当者は直ちに利用者側と連絡を取り、直接利用者宅に行くなどして事情を聞き 苦情内容の詳細を確認します。
 - ②担当者は苦情の内容を管理者に報告し、管理者は担当者を含む全職員を招集、苦情処理に向けた検討会議を開催します。
 - ③検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、管理者は必ず翌日までに具体的な対応 を指示します。
 - ④担当者は利用者宅を訪問し謝罪するとともに、検討結果を説明します。
 - ⑤担当者は苦情処理結果記録を台帳に記載、整理します。管理者は再発防止に努めるよう全職員に徹底します。
- (4) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センターに対する対応方針等
 - ①管理者は利用者からの苦情に対し、サービス計画(通所型サービス計画)を作成した居宅介護支援事業者、地域包括支援センターと連絡を取り、必要がある場合は、サービス計画(通所型サービス計画)の再検討を行っていただきます。又、市町村に連絡を取り指示を仰ぎます。
 - ②管理者は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、又、国民健康保険団体連合会からの指導助言に従って必要な改善を行います。
- (5) その他参考事項
 - ①普段から利用者から苦情が出ないような各サービスの提供を心がけます。
 - ②通所介護担当者に対する研修を定期的に実施します。
 - ③毎日の朝礼等により、各サービス提供の心構えを確認します。

|8.秘密保持

- (1) 当事業所の従事者等は、退職後も含め、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所は、利用者又はその家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族等の個人情報を用いません。

9. 個人情報

当事業所は信頼の介護サービスの提供に向けて、日々努力を重ねております。「ご利用者・ご家族様の個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。

そのために当事業所では、別紙「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」を定めて確実な履行に努めます。

10. 緊急時の対応

通所介護サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは 速やかに主治医或いは協力医療機関、家族、担当居宅介護支援専門員等に連絡し、適切 な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者又はその家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、 損害賠償を速やかに行います。

12. 感染症の予防及びまん延防止の為の措置

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に提供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるよう努めます。事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所に置いて、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のために研修及び訓練を定期的に実施します。

|13. 非常災害対策

- (1) 通所介護サービスの提供中に天災その他災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力連携機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。
- (2) 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

14. 第三者評価の実施状況

(1)毎年2月度に利用者様(ご家族様)アンケートを実施しています。 アンケート結果は全利用者様にお知らせし、いただきましたご意見につきましては 以降の事業運営の参考とさせていただいております。

15. 虐待の防止

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために次の措置を講じるように努めます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待を防止するための指針の整備を行います。
- (3) 虐待を防止するために定期的な研修を実施します。また、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を設置します。

16. 身体拘束の禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行なうことはありません。 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護(通所型独自サービス)の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

上記のとおり、指定通所介護サービスの契約を締結します。

尚、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

(契約日) 令和 年 月 日

サービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

名 称 医療法人みわ記念病院 さつきの里デイサービスセンター

説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の交付及び説明を受け、 指定通所介護サービスの提供を受けることに同意します。

また、重要事項説明書第9項に記載された利用目的のために、私の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所

名 前 印

(代筆者) 住 所

名 前 印

利用者が指定通所介護サービスの提供を受けることに伴い、重要事項説明書第9項に記載された利用目的のために、利用者に関わる家族全員の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

(家族代表) 住 所

(続柄) 名前

印

事業者 住 所 岡山県浅口市金光町佐方80-1

名 称 医療法人 みわ記念病院

代表者 理事長 柚木 昌 印

事業所 住 所 岡山県浅口市金光町地頭下281-2

名 称 医療法人みわ記念病院

さつきの里デイサービスセンター (介護保険事業者番号:3372700439号)